

学生活動に関する顕彰制度規程

(概要)

第1条 この規程は、白百合女子大学（以下「本学」という）に在学する正規学生（学部・大学院）のうち、学業や学術研究活動、学内外課外活動、社会活動等に功績のあった者（個人・団体）の表彰に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本制度は、学生活動を通じて本学の教育理念及び社会貢献の意義を自ら体現し、かつ本学の名誉を著しく高めた者（個人・団体）を表彰することで、他学生の模範としてその功績を広く知らしめ、本学学生の人格形成を促進することを目的とする。

(対象)

第3条 本制度では、以下をその対象とする。

- ①学業及び学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げ、学会等で社会的に高い評価を受けた者（個人・団体）。
 - ②学内外課外活動において、特に顕著な功績を挙げ、本学の課外活動の活性化に貢献した者（個人・団体）。
 - ③各種社会活動において、その活動実績が認められ、本学の名誉を著しく高めるとともに、他の学生の模範となった者（個人・団体）。
2. 社会活動とは、ボランティア活動（環境保全・社会福祉・青少年育成・地域交流・国際交流等）、災害救助、人命救助、海外協力等をいう。

(期間)

第4条 表彰の対象・申請期間は、前年度の12月1日から当該年度の11月30日までとする。
2. 申請は別紙様式1（個人・団体用）による。

(審査)

第5条 学生・就職委員会は、学内外からの推薦または学生本人（団体代表者を含む）からの申告に基づき、第3条各号のいずれかに該当する学生（団体）を表彰候補者として審査する。
2. 審査は、12月の学生・就職委員会にておこなう。
3. 審査は原則として、そのことを証明するものを含む書類審査によって行うこととするが、プレゼンテーション等の発表審査を行う場合もある。

(推薦)

第6条 学生・就職委員会委員長は、表彰候補者を学長に推薦する。

(決定)

第7条 学長は、学生・就職委員会委員長の推薦に基づき、教授会の議を経て、表彰該当者を決定する。

(表彰)

第8条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。
2. 表彰状に併せて記念品を贈呈することができる。
3. 表彰状に併せて奨励金を授与することができる。
4. 表彰の時期は、別に定める。

(事務取扱)

第9条 顕彰制度に関する事務は、学生部学生生活課が執りおこなう。
2. 表彰の対象となった具体的な事例については、広く情報を公開し、制度の周知に努める。

(改正)

第10条 この規程の改正については、学生・就職委員会の発議に基づき、教授会の議を経て行う。

付則 本規程は2012年(平成24年)7月5日より施行し、2012年4月1日より適用する。

学生活動に関する証明書発行要領

(概要)

第1条 この要項は、白百合女子大学（以下「本学」という）に在学する正規学生（学部・大学院）のうち、学業や学術研究活動、学内外課外活動、社会活動等に一定の実績があった者への証明書発行に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本制度は、学生活動を通じて、本学の教育理念及び社会貢献の意義を自ら体現した者に証明書を発行することで、その活動を大学として評価・認定するとともに、奨励することを目的とする。

(対象)

第3条 本制度では、以下をその対象とする。

- ①学業及び学術研究活動において、顕著な業績を挙げ、一定の評価を受けた者。
 - ②学内外課外活動において、顕著な功績を挙げた者。
 - ③各種社会活動において、その活動実績が認められ、他の学生の模範となった者。
2. 社会活動とは、ボランティア活動（環境保全・社会福祉・青少年育成・地域交流・国際交流等）、災害救助、人命救助、海外協力等をいう。

(期間)

第4条 証明書の対象・申請期間は、その活動が終了した後、随時受け付ける。

2. 申請は別紙様式2による。

(審査)

第5条 学生・就職委員会は、学生本人からの申告に基づき、第3条各号のいずれかに該当する学生を証明書発行候補者として審査する。

2. 審査は、定例の学生・就職委員会にて行う。

3. 審査は原則として、そのことを証明するものを含む書類審査によって行うこととするが、プレゼンテーション等の発表審査を行う場合もある。

(推薦)

第6条 学生・就職委員会委員長は、証明書発行候補者を学長に推薦する。

(決定・発行)

第7条 学長は、学生・就職委員会委員長の推薦に基づき、証明書発行該当者を決定し、その者に証明書を発行する。

(取消)

第8条 学生が虚偽の記載を行った場合、または虚偽の記載が明らかになった場合、学長は、発行時にさかのぼってその証明を取り消すものとする。

(事務取扱)

第9条 証明書発行制度に関する事務は、学生部 学生生活課が執り行う。

2. 発行の対象となった具体的な事例については、広く情報を公開し、制度の周知に努める。

(改正)

第10条 この要項の改正については、学生・就職委員会の発議に基づき、教授会の議を経て行う。

付則 本要領は2012年(平成24年)7月5日より施行し、2012年4月1日より適用する。